**○四国地方整備局告示第三十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 松山市北井門二丁目四二三番八地先から同市二番町四丁目七番二まで | 前 | A 二四・〇〇～一一〇・〇〇（メートル） | 六・二三二（キロメートル） | 上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | B・C 二四・〇〇～二九一・六〇〇 | 四・七九五 | |
| | 後 | A 二四・〇〇～一一〇・〇〇 | 六・二三二 | |
| | 後 | B・C 二〇七四～二九一・六〇〇 | 四・七九五 | |

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第三十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

四国地方整備局長　三浦　真紀

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三十三号 | 松山市北井門二丁目一九〇番一地先から同市井門町一四五八番一地先まで | 四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月十六日十六時

**○四国地方整備局告示第三十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

四国地方整備局長　三浦　真紀

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十三号

三　指定する道路の部分

| 区間 | 幅員 | 延長 |
|---|---|---|
| 松山市北井門二丁目四七番一地先から同市井門町一四五五番一地先まで | 六・二五～三五・五〇（メートル） | 一・一二九（キロメートル） |

四　指定する期日　平成二十六年三月十六日

**○九州地方整備局告示第四十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百二号 | 糸島市二丈福井字仲田五四二五番三から同市二丈福井字水付五九一七番一三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 九州地方整備局及び同局福岡国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月十四日

**○九州地方整備局告示第五十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百三号 | 小城市三日月町長神田字四十八坪二三三五番五から同市三日月町長神田字四十八坪二三三五番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月十四日

**○九州地方整備局告示第五十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号及び二百八号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 熊本市北区山室五丁目四八三番一から同市北区山室五丁目四八〇番一まで | 前 | 二三・九〇～三五・四〇（メートル） | 〇・〇四二（キロメートル） |
| | 後 | 二八・九〇～三三・三〇 | 〇・〇四二 |

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第五十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三号及び二百八号 | 熊本市北区山室五丁目四八三番一から同市北区山室五丁目四八〇番一まで | 九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月十五日

**○九州地方整備局告示第五十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百一号 | 糸島市荻浦字五反間五七五番一〇から同市荻浦字四反田五五六番二五まで | 九州地方整備局及び同局福岡国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月十四日